

労災保険指定医療機関の皆さまへ

電子レセプトによる労災診療費請求を行った場合の

「労災電子化加算」を新設しました

労災レセプト電算処理システムの試験稼働により、**平成25年10月から**、電子レセプトによる労災診療費の請求が出来ることになりました。

この試験稼働にあわせて、電子レセプト請求の促進を図るため、「労災電子化加算」が新設されました。

当面は、試験稼働を行う群馬、東京及び神奈川の各労働局管内の医療機関において「労災電子化加算」の算定が可能となります。

上記3局以外の労働局管内の医療機関は、全国稼働の実施後、算定が可能となる予定です。

請求できる医療機関

- 群馬、東京、神奈川労働局管内の医療機関 ⇒ 平成25年10月から
- 上記以外の労働局管内の医療機関 ⇒ 全国稼働の実施後から
(平成26年1月末を予定)

点数

オンライン又は電子媒体による労災診療費の請求を行った場合に、**電子レセプト1件につき3点**が算定できます（初診・再診を問いません）。

対象となる期間

平成25年10月以降の請求分から「労災電子化加算」が算定できます。

- ※ 「労災電子化加算」の算定は平成28年3月診療分までとなる予定です。
- ※ 薬剤費レセプトは「労災電子化加算」の対象とはなりません。

請求に当たっての注意事項

電子レセプト請求を開始するに当たっては、所定の手続きが必要となりますので、都道府県労働局労災補償課にお問い合わせください。

電子レセプトによる請求の積極的なご利用をお願いいたします。